

許可番号

5世保生薬第455号

高度管理医療機器等 販売業 貸与業 許可証

氏名 株式会社オーソエッジジャパン

(法人にあつては、名称)

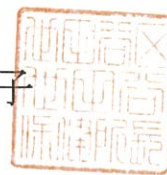
営業所の名称 株式会社オーソエッジジャパン 城西オフィス

営業所の所在地 東京都世田谷区千歳台二丁目26番25号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定により、高度管理医療機器等の 販売業 貸与業 の許可を受けた者であることを証明する。

令和5年5月17日

世田谷区世田谷保健所長 向山 晴子



有効期間 令和 5年 5月17日から

令和 11年 5月16日まで

高度管理医療機器等 販売業
貸与業 許可更新申請書

許可番号及び年月日	5世保生薬第455号 令和5年5月17日		
営業所の名称	株式会社オーソエッジジャパン 城西オフィス		
営業所の所在地	東京都世田谷区千歳台二丁目26番25号		
営業所の構造設備の概要			
兼営事業の種類			
(法人にあつては) 薬事に関する業務に責任を有する役員の名			
内容変更	事項	変更前	変更後
の申欠業務者格条項責任人にあつては、薬事に関する	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消の日から3年を経過していない者		
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消の日から3年を経過していない者		
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者		
	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者		
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
	(6) 精神の機能の障害により高度管理医療機器等の販売業者等の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		
	(7) 高度管理医療機器等の販売業者等の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者		
備考			

上記により、高度管理医療機器等の 販売業
貸与業 の許可の更新を申請します。

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 ()

担当者名

世田谷区世田谷保健所長 あて

(注意)

- 1 用紙は、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
- 3 営業所の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 兼営事業の種類欄には、高度管理医療機器等の販売業又は貸与業以外の業務を併せて行うときはその業務の種類を記載し、ないときは「なし」と記載すること。
- 5 変更内容欄には、第174条第1項各号に掲げる事項のうち、この更新申請書を提出する時までに変更のあつた事項について、記載すること。
- 6 申請者の欠格事項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。